

令和3年6月

第118回丹波市議会定例会議案書

議案第53号

丹波市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

丹波市固定資産評価審査委員会条例（平成16年丹波市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

丹波市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

丹波市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年丹波市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宣誓書に署名押印し、」を「宣誓書を」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市税条例の一部を改正する条例

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の丹波市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第56号

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例

(丹波市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 丹波市福祉医療費助成条例(平成16年丹波市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「法及び」を削り、「若しくは療養費」を「、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の右に「、家族訪問看護療養費」を加え、同条第15号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項ただし書中「70万円」とあるのは「80万円」と読み替えて同項の規定を適用して算定した総所得金額」を「同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるもの」に改め、同条第16号中「規定する合計所得金額(」の右に「所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合に

は、0とする。)によるものとし、」を加え、「f)をいい、その金額」を「とする。)をいい、当該合計所得金額」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とする。

(丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成29年丹波市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「平成34年6月30日」を「令和4年6月30日」に改め、同項第2号中「規定する合計所得金額」の右に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加える。

第3条 丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「規定する合計所得金額(」の右に「所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条及び第3条の規定による改正後の丹波市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第57号

消防団ポンプ自動車購入契約の締結について

消防団ポンプ自動車購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 物品名 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 台数 | 2台 |
| 3 | 契約金額 | 42,746,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,886,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 名称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地 |

議案第58号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条
例第136号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染
等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

別表第1中

「

プラスチック系の ごみ	市長が指定する 大袋1袋につき	50円
	市長が指定する 中袋1袋につき	30円

」

を

「

プラスチック系の ごみ	市長が指定する 大袋1袋につき	20円
	市長が指定する 中袋1袋につき	15円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改
正規定は、公布の日から施行する。

(手数料の改定に伴う経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する手数料について適用し、同日前に徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

議案第59号

字の区域変更について

字の区域変更を次のとおり行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議決を求める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

字の区域変更調書

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
柏原町柏原	本町北側裏	230	柏原町柏原	本町北側

備考 地番は、令和3年4月8日現在の地番である。

議案第60号

丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年丹波市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。